

SMILE

☆ 今月も笑顔（スマイル）でスタート！～



8月号 Vol.20

今月の SMILE

表に出るな！？

まいど おおきに！

蒸し暑い日が続きますね。皆様いかがお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。御見舞申し上げます。以前聞いたジョークで、飛行機に乗っていた乗客同士が喧嘩になり、その一人が相手に向かって、「表に出る！」といったというのがありますが、最近、そのジョークを地でいくような出来事がありました。

7月23日に北京の野生動物園であった本当の話です。一家4人(夫婦とその子供、そして奥さんのお母さん)が、家族連れで北京の野生動物園に行きました。この野生動物園は、自分が運転して園内を周れることができます。この一家も自分たちの車で、野生動物園の園内を周っていました。しかしその途中、車中で、奥さんが、ご主人に運転をしたいので代わってくれと求めたところ、ご主人はその言葉を聞き入れず運転をし続けました。そこで業を煮やした奥さんが、いきなり車のドアを開けて車をおり、ご主人側の運転席のドアまで行きドアを開けようとした。ところがそこには虎がいて、虎は、この奥さんを一気に口にくわえて連れ去りました。さらにこれを見たお母さんは、とっさに車から降り、虎を追っかけました。結果的に、奥さんは重症になり、救いにいったお母さんは即死という大惨事になりました。この事件を受けて、この野生動物園は休業になりました。その後、このことが、ネットやチャットで話題になり、ネット上での討論は熱くなりました。その中の声として、

- ① ルール(野生動物園内では、車から出ないというルールが入場前に告知され、そして署名をした上で入園できることになっていた)を守らないから、動物園側には責任はない
- ② ルール無視の奥さんは馬鹿だ、同情できない
- ③ このご主人は本当にかわいそう、気が強い奥さんのせいで人生が変わった
- ④ 夫婦といえども、やっぱりいざとなったときには、血の方(母親)が真剣に助けをするということでした。

また中国の男性側からの声として、気が強い奥さんともっと気が強い奥さんの実家のお母さんを連れて、この野生動物園を行ってみたい、というのもありました。連日この事件に関連するルールについての話題が多く、これも最近の中国がルールを重視する人が増えてきたゆえだと思えます。

それでは、今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！



今年1～6月、前期同期と比べ輸出7.7%減、輸入10.2%減少

中国税関総署が7月13日発表した1～6月の貿易統計によると、輸出は前年同期比7.7%減の9,855億ドル(約103兆円)となった。輸入は10.2%の減少。輸出入とも不振が続いており、英国の欧州連合(EU)離脱決定で世界経済の先行き不透明感が強まる中、回復が一段と遅れる可能性がある。

輸出は、最大の米国向けが9.9%減。EU向けは4.4%減で、うち英国は4.8%減だった。東南アジア諸国連合(ASEAN)向けは8.4%減で、南シナ海問題をめぐって対中関係が悪化すれば、貿易に悪影響を及ぼす恐れがある。日本向けは6.1%減少した。一方、過剰生産問題を抱える鉄鋼の輸出は加速。1～6月の鋼材輸出量は9.0%増の5,712万トンと、日本の半年間の粗鋼生産量に相当する規模となった。伸び率は1～5月の6.4%を上回った。

6月消費者物価1.9%上昇 5カ月ぶり2%割り込む、工業品卸売物価指数は2.6%下落

中国国家统计局は7月10日に、6月の消費者物価指数(CPI)が前年同月比で1.9%上昇したと発表した。上昇率は5月と比べて0.1ポイント縮小し、1.8%だった1月以来、5カ月ぶりに2%を割り込んだ。2016年の政府目標である3.0%を下回る状況が続いており、個人消費が力強さを欠いていることを示した。

品目別に見ると、豚肉が30.1%上昇し、水産物は5.5%値上がりした。一方で生鮮野菜が6.5%、通信機器は2.8%それぞれ下落した。同時に発表した6月の工業品卸売物価指数は2.6%下落した。景気減速などを背景に52カ月連続で前年同月水準を下回った。

2016年1～6月全国外商直接投資吸収と外商投資企業輸出入状況

2016年1～6月の間に、全国で新規認可設立された外商投資企業数は13,402社で、去年同期比較12.5%増加、実際使われた外資資金額4,417.6億人民元(米ドルに換算694.2億)、去年同期と比較して5.1%増加した。

6月当月でみると、全国で新規認可設立された外商投資企業数は2,531社で、去年同期比較8.5%増加、実際使われた外資資金額982.1億人民元(米ドルに換算152.3億)、去年同期と比較して9.7%増加した。

1～6月、アセアンの対中国投資新規設立企業数は549社で、去年同期比較2.4%上昇、実際投入された外資金額32.7億米ドル、同期比較2.1%下降した。EU28か国の対中国投資新規設立企業数は851社で、去年同期比較2.9%上昇、実際投入された外資資金56.4億米ドル、去年同期比較38.3%上昇した。一方、「一帯一路」沿線国家の対中国投資新規設立企業数は1,355社で、同比較42.3%増加、実際投入した外資資金33.6億米ドル、同期比較10.8%減少。揚子江デルタ区域への新規設立外商投資企業数は、5,782社、同期比較0.9%増加、実際使用外資305.8億米ドル、同比3.3%増加となった。

1～6月、前位十か国と地区(*)から実際に投入された外資総額(実際投入した外資金額で計算)は、656.5億米ドルで、全国実際の使用した外資金額の94.6%を占め、同期比較2.8%増加。

(*)対中国投資の前十位国家と地区の順位は、香港(463.2億米ドル)、マカオ(32億米ドル)、シンガポール(28.5億米ドル)、韓国(28.4億米ドル)、アメリカ(25.7億米ドル)、台湾(21.4億米ドル)、ドイツ(17.4億米ドル)、日本(17.2億米ドル)、英国(13.3億米ドル)、ルクセンブルク(9.3億米ドル)である。

尚、上記の国と地区の対中国投資データには、これらの国と地区がバージン、ケイマン諸島、サモア、モーリシャス、バルバドス等のフリーポートを通しての対中国の投資が含まれる。



上海市の個人所得税の7月の申告において発生したちょっとした出来事

上海市の税務局システムが、**2016年7月8日**に、金税三期というシステムに更新されました。その新システムを正式に運用できるようにするため、上海市のすべての税務局は、**2016年6月28日**から**7月7日**までの間、新システムの投入準備期間として申告窓口を一時休業しました。

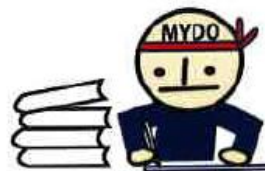
この新システムの運用に伴い、個人所得税の申告システムも更新されました。ところが今までは、外商投資企業の中には、一部の職員(例えば、外国籍職員)は、外部機関(例えば、FESCOや中智等)に個人所得税の申告を代行させ、別に企業が自ら申告を行う申告(中国人職員に関する)を行い、結果的に**2**カ所から別々に申告することができたのですが、新システムでは、このような**2**カ所からの別々の申告を受理できず、**1**カ所から纏めて申告を行うことしかできないというのが現象が生じました。

当局は、このことを事前に想定しておらず、かつ納税人にも通知されていなかったため、代行業者が代行申告ができなくなり、**7月**の申告手続はかなり混乱しました。

そこで上海市税務局は**7月25日**に、この問題の解決方法を通知しました。今後代行業者を通じて申告させる場合には、各区の窓口で備案申告をすることで、代行業者からの申告も受理されることになりました。尚、当該備案申告にあたって必要となる資料については、各区の税務局側が独自で決めることになっております。ですから本件に該当する会社におかれましては、**8月**になりましたら、各自の管轄税務局に必要な資料を確認されるようご注意ください。

法務情報

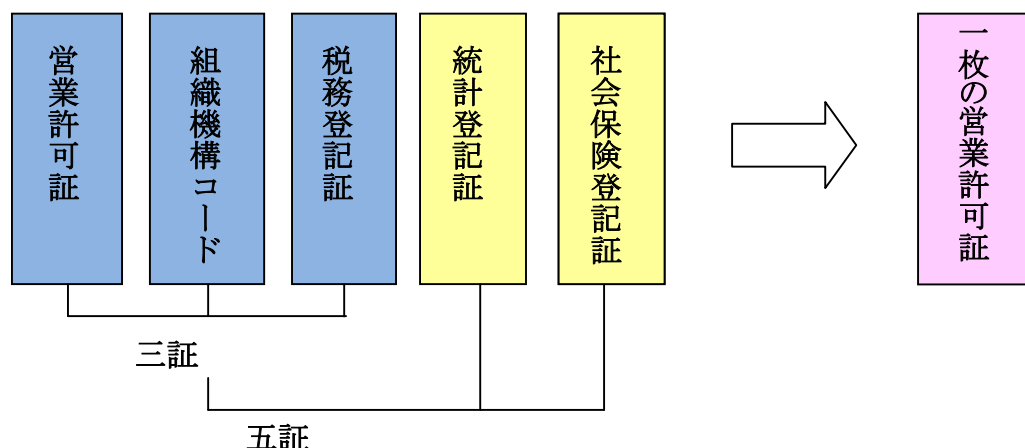
「五証合一、一照一碼」登記制度改革を実施へ



国務院弁公庁は、**2016年6月30日**付で《「五証合一、一照一碼」登記制度改革の加速推進に係る通知》(国弁発[2016]53号)を公布しました。中国は、**2015年10月1日**より「三証合一」による登記制度を開始しましたが、本通達では、**2016年10月1日**より、元の営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の「三証」に、統計登記証(統計部門が発行)、社会保険登記証(社会保険取扱機構が発行)を加えた「五証」の一本化を実施することを明らかにしました。今後、企業設立手続きは、「一式の必要書類、一枚の登記表、工商局の窓口による受理、一枚営業許可証」という流れになります。つまり各部門を巡ってそれぞれ登記手続きを行う必要がなくなり、時間の短縮化、便利化、手続き簡素化が実現されます。

既に三証合一手続きが完了し、統一社会信用コードを載せる営業許可証を受領している企業に対しては、改めて五証合一による新たな登記手続きを行う必要はありません。登記機関によって関連する情報が社会保険取扱機構・統計機構等に送られるとされています。

なお、昨年導入された「三証合一」登記制度の移行期間は、**2017年**末までに設定されているため、既存の企業の証書切り替えを、いつどのように行うべきか等については、自社状況に応じてご確認された上で、更新手続きを行うことをお勧めいたします。



人事労務情報

『上海市企業給与支払弁法』が、13年ぶりに更新されました

『上海市企業給与支払弁法』(滬人社総発(2016)29号)が、13年ぶりに更新されました。今まで不明確であった給与に対する法律が、明らかになったというのが感想です。主な例を挙げてみると下記の通りです。

- 1) 婦人節、青年節に出勤しても残業手当はつきません！
- 2) 「総合労働時間制」で時間外が発生したら[平日残業]の計算でOKです！
- 3) 「不定時労働時間制」でも法定休日に出勤したら[3倍]手当です！
- 4) 通常給与の80%にできる「試用期間中の給与」でも最低賃金は守る！
- 5) 残業や休暇のときに支払う給与は、何を[基数]にしたら良いのか？の間に対する見解が示された感があります！等々です。5)についてももう少し説明しますと、

- [残業][休暇]時の給与計算[基数]の基本は、労働者が在籍する職位での正常出勤時の月給とし、特殊状況下で支払われる給与は含まない。

(含まれないことになる特殊状況下で支払われる給与とは、年末賞与・通勤交通費の補助(通勤手当など)・食事手当・住宅手当・夜勤手当・高温手当・残業代など)

- [残業][休暇]時の給与計算[基数]を確定する原則

【原則1】 本人との労働契約で約定している金額、ただし、実際に支給している額と約定している額が一致していない場合は、実際に支給している額とする。

【原則2】 労働契約に明確な月給の約定がない場合は、給与専用の集団契約で約定している金額とする。

【原則3】 労働契約、集団契約にも月給を約定していない場合は、正常出勤月の給与のうち給与の定義から残業代を含まない額の70%で確定する。

(給与の定義)

貨幣形式で支払う労働報酬を指し、[時給]、[出来高給]、[賞与]、[手当]、[補助金]、[残業代]などを含みます。

(休暇の範囲)

支払う対象となる休暇とは、「結婚休暇」、「葬儀休暇」、「親族訪問休暇」、「病気休暇」です。

本弁法は 2016 年 8 月 1 日より執行され、有効期限を 5 年となっています。

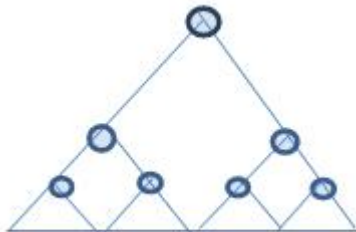
(情報提供:コゾノ式 良くなる人事・組織研究所)

給与支払の対象となる休暇とは!!





第17回 「企業内企業論」



企業の一番上には、「社長」がいます。

当然、企業の“トップ”は「一人」ですが、企業に組織があり、その組織ごとにも“トップ”が存在するのです。例えば「〇〇部」には、その“トップ”の座に「〇〇部長」がいます。

部長の彼は、部内のマネジメントを任されており、その部門の「経営」を任されているわけですから、「部門内の“社長”」ともいえるわけですね。

そう考えると、その〈責任・ミッション〉はずいぶんと重く、その職務内容も、それなりに明確にしていく必要も出てくるはず。単に、社長の下の部長で、社長の下請け感覚で、「言われることだけ無事に消化すればいい・・・」ということではすみませんね。部門の損益責任が、かかってきます。

そのためには、組織がうまく回っていくための人事や、部門内の資金繰りも考慮しなければならないかもしれません。プロフェッショナルとして、「ものを動かし」「人を動かし」「金を動かし」そして「利益を生み出し」、さらに将来に向けて、すべての経営資源の活性化を図るための投資の計画も行っていくのですから、その仕事の“だいご味”たるや、いかばかりか・・・と思います。

ぜひ、あなたの新たな人生に向かって、いろんな挑戦をしていただきたいと思うのです。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座 2807

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com

URL: <http://shmydo.jp/> HP が新しくできました!!